

令和 8 年 6 月 2 3 日

第 2 回 定 例 会 議 案

(別 冊 5)

厚 真 町 議 会

意見書案第 1 号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化 を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、厚真町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定
により提出する。

令和 8 年 6 月 23 日提出

提出者	厚真町議会議員	橋 本 豊
賛成者	同 上	折 坂 泰 宏
	同 上	吉 岡 茂 樹
	同 上	高 田 芳 和
	同 上	寺 坂 康 生

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める 意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月23日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

意見書案第 2 号

監査委員協議会定例大会の決議事項の実現を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、厚真町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 23 日提出

提出者	厚真町議会議員	三 國 和 江
賛成者	同 上	伊 藤 富志夫
	同 上	吉 岡 茂 樹
	同 上	高 田 芳 和
	同 上	橋 本 豊

監査委員協議会定例大会の決議事項の実現を求める意見書

監査委員は、厳しい財政状況の中、行政に対する住民の信頼を確保し透明性を高めるため、努力を重ねながら、地方公共団体の必置機関として重要な役割を担ってきた。

しかしながら、多様化する課題になお一層応えるためには、監査機能の充実と監査体制の強化が喫緊の課題である。

第79回北海道町村等監査委員協議会定例大会において決議された次の事項の早期実現を求め要望する。

記

1. 監査委員制度の充実

地方自治法第196条第4項で「識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる」と規定されており、町村でも常勤の監査委員を置くことができるとされているが、現在のところ、常勤監査委員が在職する町村はない。

監査業務の拡大・専門化に伴い、これまで数次の地方自治法改正によって監査権限が拡大されてきたが、非常勤のままでは拡大する監査業務に対応することは極めて困難である。

よって、監査委員の常勤の早期実現を強く要望する。

また、監査委員の報酬の金額は、それぞれの町村の自律的な判断で決定すべきことであるが、監査委員には、行政全般及び財務・会計・経営にわたる幅広い知識や高度な判断を求められるとともに、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請に的確に対応することが求められており、こうした監査委員の職務の重要性やその職責に鑑みると低い水準にある。

よって、監査の充実を期するため、必要な監査委員費を確保し、監査委員の報酬をその職責にふさわしい報酬とする必要があることから、少なくとも町村長の給料に対し15%に達するよう適正化することについて強く要望する。

2. 監査実施体制の整備強化

町村の監査委員の定数は2人と定められていたが、平成18年の地方自治法改正により、識見を有する監査委員については条例で増員できるようになった。

しかし、道内全町村において定数は2人であり、監査機能の充実強化を図る見地から監査委員を増員することが強く望まれる。

また、令和2年4月から地方自治法の改正により、全自治体が監査基準を定め監査を実施することが求められるなど、監査の職務はますます多様化している。

このようなことから、監査委員の資質の向上を図り専門性を高めるため、研修機会の増大など必要な措置について対処されるよう強く要望する。

3. 監査委員事務局の条例化(専任職員の配置)

近年、住民のニーズが多様化・高度化し、行政の責任範囲が格段に広がり、それに伴って自治体の自律性や内部統制能力が強く求められることとなっているが、監査委員の監査責任を専任職員なしで果たしていくことは相当に難しいと思われる。

しかしながら、道内町村において専任職員を配置している町村は、わずか15町に過ぎない。監査委員の責務を果たすためにも、監査委員事務局の充実強化は不可欠であり、よって、専任職員配置の早期実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年6月23日

厚真町議会議長 渡部 孝樹

提出先

厚真町長 宮坂 尚市朗